

平成二十九年十一月七日提出  
質問 第二二三号

SNS上で自殺志願者を集める行為の規制に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

## SNS上で自殺志願者を集める行為の規制に関する質問主意書

十月末に神奈川県座間市で九人の遺体が見つかった事件に関連し、Twitter Japan は十一月三日に、「Twitter ルールを更新しました。」「写実的な暴力描写および成年向けに該当するコンテンツ」、「暴力および身体的危害」内の「自殺や自傷行為」部分などにおいて、違反となることやTwitterが行うことを明確にし」と公表した。

そこで、「自殺や自傷行為の助長や扇動を禁じます。ある利用者に自殺や自傷行為の兆候があるという報告を受けた場合、Twitterはその人物を支援するために、さまざまな対応を行うことがあります。たとえば、その人物に連絡してTwitterのメンタルヘルスパートナーの連絡先などの情報を伝えたりします」と明示した。

これらのことを踏まえて政府の方針を確認したいので、以下質問する。

- 一 Twitter 上などで自殺志願者を集める行為は違法なことであるのか。違法であるとすれば、どの法令に反するのか明示されたい。

- 二 Twitter 上などで自殺志願者を集める行為は法的な規制の対象になるのか。またそれを規制する現行法

令は存在しているのか。存在しているとすれば、根拠条文を明示されたい。

三 Twitter Japanは「自殺や自傷行為の助長や扇動を禁じます」と明示しているものの、自主規制であり、現時点では何ら法的拘束力のあるルールはないという理解でよいか。

四 現在、Twitter上などで自殺志願者を集める行為などを規制したり、監視、是正するための政府における担当部署はどこになるのか。

右質問する。